はしご付消防自動車(３５m級)仕様書

京 都 市 消 防 局 総 務 部 施 設 課
(担当：石田、菱野 075-212-6647)

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入するはしご付消防自動車（以下「車両」という。）の設計及び製作に関する仕様について定めるものである。

第１　概要

この車両は、二輪駆動方式、キャブ付シャシに、３５mはしご装置、特殊装置及びジャッキ・アウトリガー装置等を装備し、人命救助及び消火作業等の消防活動に使用することを目的とする車両で、次に掲げる部分により構成するものとする。

１　シャシ、キャブ及びボディ
２　はしご装置、特殊装置及びジャッキ・アウトリガー装置
３　取付品及び付属品

第２　適合法令等

車両は次に掲げる法令、基準その他の関係規定に適合するもので、緊急自動車としての要件を備えていること。

１　道路運送車両法
２　道路運送車両の保安基準
３　消防用ホースの技術上の規格を定める省令
４　消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令
５　消防用車両の安全基準の周知徹底について（消防庁消防・救急課長通知）で示す、はしご自動車の安全基準

第３　提出書類等

１　受注者は、契約後速やかに当局と細部について打合せを行い、次の書類等を２部提出し、製作及び同等品の承認を受けること。

⑴　シャシ関係
ア　シャシ諸元明細
イ　シャシ組立図
ウ　シャシ重量分布表
エ　キャブ架装図及び組立図
オ　キャブチルト装置関係図
カ　電気配線図
キ　バッテリー引出装置関係図
ク　シャシ番号及びエンジン番号表
ケ　トラックカタログ及び消防車カタログ

⑵　ぎ装関係
ア　ぎ装諸元明細
イ　全般ぎ装図（４面図）
ウ　ぎ装概要図
エ　主要部品図

オ　電気配線図
カ　油圧系統図
キ　はしご構造強度計算書
ク　車体安定度計算書（使用限界時、各方向旋回時、傾斜時、風圧時、梯上放水時）
ケ　使用材料明細書（外注品を含む。）

⑶　その他

ア　製作工程表（中間検査及び完成検査予定日を記入すること。）
イ　受注者における自主点検体制が確認できる図書
ウ　その他当局が指示するもの

２　受注者は、車両の納入に際して、前記１の承認に係る図書(製作工程表を除く)３部及び次に掲げる書類等を提出すること。

⑴　自動車改造計算書　３部
⑵　車両重量実測表　３部
⑶　各種試験成績書　３部
⑷　転覆角度検査表　３部
⑸　各種装置取扱説明書及び点検整備書　３部
⑹　シャシ取扱ハンドブック　３部
⑺　分解整備に必要な資料（整備要領書、パーツリスト等）　１部
ただし、過去と同一の車両等の納入実績がある場合は不要とする。
⑻　自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証書及び自動車リサイクル料金の預託状況が確認できる図書並びに登録後の車両四面写真　３部
⑼　保証書　１部
⑽　受注者の自主点検結果書　１部
⑾　その他当局が指示するもの　必要数

第４　検査

１　受注者は工程ごとに自主点検を行い、当該点検結果をその都度報告すること。
２　検査は、中間検査及び完成検査とし、検査の実施場所は、中間検査は車両の内外装を組み立てる製作工場、完成検査は京都市消防活動総合センターとする。
なお、中間検査は、シャシとぎ装に分けて実施する。
３　検査は、当局の指示によって行うものとし、検査に必要な測定機器等は、受注者において準備すること。

第５　登録の代行等

１　受注者は、自動車新規登録及び新規検査申請を代行し、同代行に係る一切の諸費用（重量税及びリサイクル料含む。）を負担すること。ただし、自動車損害賠償責任保険料は当局の負担とする。
２　自動車新規登録・新規検査申請を行う際、登録内容について、事前に当局と必ず協議すること。

第６　納入時の点検整備等

納入時には、十分な点検整備を行っておくとともに燃料タンクは満量とすること。

第７　納期、納入場所及び納入台数

１　納　　期：令和１０年２月２５日（金）
２　納入場所：消防活動総合センター（京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内９４－４）
３　納入台数：１台

第８　安全操作技能研修

１　納車時に納入車両を使用し、取扱説明及び安全操作技能研修を実施すること。（日数にあっては別途指示する。）

２ 上記研修等に係る費用については、受注者の負担とする。

第９　保証等

１　車両整備上必要な部品は、納入後１０年以上確保し、当局から要求があれば迅速に供給できること。

２　納入後１年以内に故障（事故及び過失による損傷は除く。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替え及びその他必要な措置を講じること。ただし、製作上の欠陥による故障は、期間にかかわることなく当局の使用期間中保証するものとする。

３　年末年始及び休日の車両故障等による、緊急時の連絡先、担当者氏名等を明記したアフターサービス・メンテナンス体制証明書（別紙１）を提出すること。

第10　疑義の解釈等

本仕様書の内容について、疑義が生じた場合又は変更を必要とする場合は、その都度当局と協議を行うものとする。

第11　仕様

１　車両主要寸法等

⑴　全　　長　　１０，５００mm以下

⑵　全　　幅　　２，６００mm以下

⑶　全　　高　　３，７００mm以下

⑷　車両総重量　　２２，０００ｋｇ未満

別表２の積載品、別表３の支給積載品（重量約１ｋｇ）、別表４の積載替資器材（重量約２１３ｋｇ）及び別途指示するその他の積載器材（重量別途指示）を適法な状態で積載し運行できる車両として製作し、新規登録すること。

なお、シャシ重量等を勘案したうえで、積載器材の数量調整が必要になった場合、協議を実施したうえで、積載器材数の増減を指示する場合がある。

⑸　最大積載量

消防用器材分を５００ｋｇ確保すること。

ただし、構造上できない場合は必ず担当者と協議すること。

２　シャシ

トラックシャシで二輪駆動車とし、次の諸元を満足すること。

⑴　シャシ型式

シャシ型式は、下記ア～ウの条件を満たす日野自動車(株)「２ＤＧ－ＦＲ１ＡＪＥ」又は同等車とする。

なお、上記型式が変更された場合、排出ガス規制値等を満たしている後継型式であると当局が確認し、同意した場合は、同後継型式を同等車と認める。

ア　京都市公用車購入等に係る車種選定要綱の適合車両

イ　平成２８年排出ガス規制及び自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の適合車両

ウ　平成２８年騒音規制フェーズ１及び平成２２年４月から実施の灯火器保安基準の適合車両

⑵　エンジンの型式及び出力等

次の諸元を満足すること。

ア　エンジン型式：水冷ディーゼルエンジン
イ　総排気量：８，８６６ｃｃ以上
ウ　エンジン出力：２６５ｋｗ（３５０ＰＳ）以上

⑶　トランスミッション等

オートマチックトランスミッションとし、シフトポジションを示すインジケーターランプが、運転席から容易に視認できる位置にあり、リバースを選択した際に、キャブ内外に警報音を発する機構とすること。

⑷　かじ取り装置は右ハンドルでパワーステアリング方式とすること。

⑸　ブレーキ装置にはＡＢＳ装置を取り付けること。

⑹　アイドルストップシステム及び衝突被害軽減ブレーキシステムを標準装備しているシャシについては、同システムのキャンセルスイッチを設けること（構造上取り付けができない場合を除く。）。

⑺　電装品

ア　電気系統は別途指示するものを除き、エンジンスタータスイッチのＡＣＣ等及びＯＮに連動して通電すること。

イ　オルタネーター及びバッテリーは、電装品を稼働させるために十分な容量のものとすること。

ウ　バッテリーには、引出式取付装置を設けること。

エ　過充電防止付自動充電器を座席下部に積載し、充電用コンセント（５ｍ長専用コード付き）をバッテリー付近に取り付けること。

充電用コンセントは原則マグネット式とすること。

コンセントを接続していない時は落下防止措置を施したキャップ等（原則ねじ式以外とする。）で車両側接続部分を保護すること。

なお、充電時の走行を防止するための切替えスイッチを必要に応じて設けるとともに、コンセント接続中は、エンジンスタートできない機構とすること。

オ　ヒューズボックスには、それぞれ名称及び容量を記入すること。

カ　電気系統の配線は、十分な電流容量を有するもので、かつ、耐候性に優れたものであること。

キ　電気系統の配線は、接触等に伴う損傷の恐れがないよう、必要に応じて保護すること。

３　キャブ

⑴　キャブの構造

ア　ダブルキャブとすること。

イ　座席は前向きとし、前部２人、後部４人掛けとし、それぞれクッションスポンジ入りの超防汚シートカバー張り（色は赤×黒、選択できない場合は別途指示する。）とすること。

ウ　キャブ屋根は可能な限りキャブ内空間が確保できるよう高く設計するほか、キャブ屋根にはしご支柱収納用切込みを入れキャブ天井が低くなる場合は、走行中に頭部が接触する恐れのある箇所に安全対策をとること。

エ　後部座席を有する場合、後部座席の背板は、背もたれ部を上下落し込み式とし空気呼吸器を取り出しやすくすること。

オ　座席下部には物入れを設け、物入れには通気口を設けるとともに、足元に扉を設けること。

カ　座席の後部に、器材収納箱（座席背板の高さでキャブ幅）を取り付けること。
　なお、空気呼吸器設置下部の板には、緩衝材等を貼り付けるとともに、空気呼吸器下部に収納した器材が容易に取り出せるよう、空気呼吸器下部以外の部分については板を取り付けることなく開口部として残しておくこと。
キ　空気呼吸器(重松製作所製Ａ１－０８又はＡ１－１２)、空気ボンベ（重松製作所製５３０ＣⅡＺ又はＭＳＡ社製ＣＨ－３０)用の取付装置を助手席に乗車した状態から操作できる位置（座席背面も可能）に１基、隊員座席背面に２基（計３基）取り付けるとともに、面体吊下げ用金具（フック等）を各々取り付けること。
　助手席の取付装置については、シートベルトタイプのベルトで空気呼吸器を固定できるものとし、後部座席２基についてはクイックホルダータイプのものとする。
ク　各座席には２点式又は３点式の巻取式シートベルトを取り付けること。
ケ　運転席は、前後調整式とし、同席ドアの内側にはポケットを取り付けること。
コ　前後部各座席ドア下部にアルミ製ステップを設けること。同ステップは、十分な強度があり滑りにくい形状とし、幅及び奥行とも可能な限り広く、かつ、低い位置に取り付けること。また、各ステップを有効に照明するフットランプ（ＬＥＤ）又はステップランプ（ＬＥＤ）を取り付けること。（各ランプは、ドア連動式とすること。）
サ　各ドア後部の各ピラー（４か所）は、ステンレス製の車外グリップを設けること。
シ　各ドアには、昇降用の車内グリップをキャブ内に設けること。
ス　各ホイールアーチ部等、キャブ乗降に際して、磨耗等のおそれのある部分にはアルミプロテクターを取り付けること。
セ　フロントウインド上部に車外グリップ（２か所）を取り付けること。ただし、構造上取り付けることができない場合は除く。
ソ　後部座席を有する場合、前部座席の後部にステンレス製の後席グリップを設け、同グリップのどの位置でも取り外し可能なＳ字管フック（８個）を設けること。
タ　フロントバンパー上面には、キャブ前面整備用足場として、必要な箇所にアルミ縞板を貼ること。ただし、構造上貼ることができない場合は除く。
チ　運転席及び助手席の各天井部照明灯を設置し、後部座席の天井部にはＬＥＤ照明灯を運転席に光が漏れないよう取り付けること。また、助手席の背面に小型ＬＥＤ照明灯を乗降に支障のない位置に取り付けること。
　なお、上記各照明灯は、スイッチ付きとし、「ＯＮ　ＯＦＦ　ＤＯＯＲ」の表示を貼付けすること。
ツ　運転席と助手席の間にセンターコンソールボックス（各緩衝材敷き）を設けること。ただし、構造上設けることができない場合は除く。
テ　運転席後部付近に地図入れボックス１個（大きさは別途指示する。）を設けること。
ト　運転席を除く各ドア付近の上部には、フレキシブルマップランプ（ＬＥＤ、スイッチ付き）を室内用取手に支障のないように取り付けること。
ナ　キャブ後面の上部に折畳み式二股フックを８個取り付けること。
ニ　キャブ後面に窓を有する場合、内側にステンレス製保護枠を取り付けること。
ヌ　キャブ内に携帯無線機及び携帯電話を充電するための１００Ｖコンセント（ＤＣＡＣインバーター付（定格出力７００Ｗ以上））を２口設けること。（位置は別途指示する。）

外部から充電用マグネットコンセントを接続した場合は、外部電源を使用できるようにすること。（ただし、構造上できない場合は除く。）

ネ　キャブ内前部にシガーライタータイプのＤＣ２４Ｖの出力コネクター（１個以上）を取り付けること。

⑵　内張り

キャブ内天井部は、シャシ標準仕様とすること。ただし、天井に内張りを設けなければならないものにあっては、可能な限り高い位置に張るとともに、天井内の配線の点検等を容易に行える構造とすること。

⑶　計器類の取付け

ア　キャブ内の助手席付近の別途指示する位置に電子サイレンアンプ、運転席付近の別途指示する位置に集中操作スイッチ（大阪サイレン製：ＳＢＷ－Ｄ１）及びエンジン回転計等を取り付けること。

なお、集中操作スイッチの配置は１０連スイッチボックス配置例（別図１）を標準とすること。

イ　運転席及び助手席付近の各座席から操作しやすい位置に、電気サイレン用押しボタン式スイッチ（押下中のみ鳴動する機構とし、誤操作防止用のガードを取り付けること。）を各１個設置すること。

⑷　集中ドアロック、パワーウインドウ、ＬＥＤ式ヘッドランプ、電動格納式サイドミラーを選択できるものにあっては、標準品に替えて取り付けること。

⑸　左右サイドミラーについては、可能な限り広角を写映できるものを使用する他、車両周囲の死角を可能な限り低減するためにアンダーミラーを取り付けること。

⑹　左サイドミラーには隊長用後方確認ミラーを取り付けること（ただし、取り付けなくても視認範囲が確保されている場合は不要とする。）。

⑺　別途指示する位置に、車輪止め積載ブラケットを取り付け、走行中に落下しない措置を講じること。

⑻　キャブチルト装置

ア　昇降は油圧式とし、操作はメーカー標準仕様とすること。

イ　油圧シリンダーは、キャブ前部のフレームに取り付けるとともに、同シリンダーには、キャブの急落下を防止する安全装置を設けること。

ウ　キャブチルト時にキャブを固定する支持棒（取外し式）を取り付け、支持棒及び支持棒受台は黄色塗色すること。

４　はしご装置

はしご装置は、軽量かつ十分な強度及び安全度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。

はしごの起伏、伸縮及び旋回等の運動範囲でのいかなる条件のもとに操作を行っても異常なく、振動や騒音を発することなく、安全円滑な動作ができるものとし、はしご装置は整備しやすい構造とする。

また、電気機器類等は、適当な防水処置が施してあること。

⑴　はしご装置等の諸元は、次のとおりであること。

ア　規格地上高（全伸長時）　　３５ｍ以上

イ　最大はしご起立角　　７０度以上８０度以下

ウ　最低はしご起立角　　－１０度以下

エ　バスケット荷重　　４，０００Ｎ以上

オ　安定度　　１．３以上

⑵　はしごの起伏、伸縮及び旋回等の運動を行う装置は油圧式とし、その動力は、自動車機関の動力から取出すものであること。

なお、自動車機関の動力による運動が不能となった場合においても同様の運動ができる応急装置を備えること。

⑶　使用範囲のいかなる位置においても、次に掲げる荷重をはしごにかけて操作した場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ転倒に対して安全であること。

ア　バスケット内に４，０００Ｎ以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮、及び旋回を行う場合

イ　はしごの先端支持のできるものにあっては、全伸長状態で先端を支持し、はしご長さ４ｍ毎に９００Ｎ以上の荷重を加えた場合

ウ　許容積載荷重の１．５倍の静的な荷重を加えた場合

エ　次式による静的な荷重を加えた場合

バスケットの床面積／０．２５㎡×９００Ｎ×１．５

⑷　はしご装置に使用する部品の安全率は、ローラーチェーン及びリーフチェーンは５以上、ワイヤーロープは８以上、シリンダー類は２以上、ホース、チューブ類は３以上であること。

⑸　はしごの主骨間隔は、４０㎝以上、横桟間隔は４０㎝以下、手すりの高さは２０㎝以上であり、横桟の踏み面は滑り止めを施してあること。

⑹　車両支持装置の接地圧は、ジャッキ敷板を使用しない場合において０．９MPa以下であり、その接地部分は１０度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。

⑺　走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための措置が講じられていること。

⑻　はしごは繰り返し左右に旋回でき、かつ、他力によってはしごが回転しない構造であること。

⑼　車両支持装置の張出距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあっては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。

⑽　はしごの使用条件により使用範囲の異なるものにあっては、使用条件を設定することにより自動的に使用範囲が切り替わるものであること。

ただし、誤使用による危険を防止する装置が講じられているものにあっては、この限りでない。

⑾　はしご操作に要する時間は、次のとおりであること。

ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。

ア　はしごの収納状態から最大地上高まで及び最大地上高から収納状態までに要する時間（車両支持装置の展張及び収納に要する時間を含む）は、それぞれ２００秒以内

イ　はしごの起立・伸張及び収納に要する時間　　１１０秒以内

ウ　３６０度旋回時間　　１３０秒以内

エ　車両支持装置の展張及び収納に要する時間　　４０秒以内

オ　はしごの傾斜の矯正及び収納に要する時間　　６０秒以内

⑿　はしごには、次に掲げる安全装置が設けてあること。また安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側のみ操作ができる構造であること。

ア　車台安定装置

車台の安定に悪影響を及ぼすサスペンションの弾性を遮断する装置をいう。ただし、構造的に必要のないものは、この限りでない。

イ　ジャッキインタロック装置

はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置を操作でき、ジャッキが設定されている場合のみはしご装置が操作できる装置をいう。

ウ　伸縮等防止装置

油圧配管及び油圧ホース等が破損した場合において、はしご、シリンダー及びジャッキ等が伸縮しない構造とする。

エ　はしご自動停止装置

はしごの起伏中、伸張中及び旋回中において、障害物に突き当たった等の場合に自動的に停止させる装置をいう。

オ　使用限界自動停止装置

はしごが使用限界に達した場合、運動中のはしごを自動低速のうえ停止させる装置をいう。

カ　過荷重自動停止装置

はしごにかかる荷重が一定限度に達した場合、警報を発して運動中のはしごを自動低速のうえ停止させる装置をいう。

キ　傾斜自動停止装置

はしごの傾斜角が一定限度に達した場合、はしごの作動を自動的に停止させる装置をいう。

ク　緊急停止装置

緊急時の場合において、はしごの運動を速やかに停止させる装置をいう。

なお、基底操作部とバスケット内操作部に緊急停止ボタンを設置すること。このボタンは、押すとロックし、はしご操作が停止するとともに（ランプも点灯）操作部で作動していることを確認できること。また、再度ボタンを押す、もしくはボタンを引き戻すと緊急停止状態を解除すること。

ケ　キャブ保護装置

はしごがキャブ、車体及びジャッキに接近した場合において、自動的に停止させる装置をいう。

コ　安定度確認装置

車両の左右の安定度が危険な領域に達した場合に、警報を発する装置又はジャッキが浮いた場合にはしごが自動停止する装置をいう。

サ　はしご起伏・伸縮軟停止装置

起伏・伸縮レバーを急に離したり、起伏操作中に使用限界になった場合、自動低速のうえ停止する構造とする。

シ　はしご飛出防止装置

はしご収納時に自動的にはしご伸長を固定し、走行時に急ブレーキをかけたり、坂道を下る場合に、はしごが飛び出さない構造とする。

ス　はしご監視装置

はしご制御装置が異常な状態となった場合は安全に収納できる構造であること。

セ　感電防止装置

バスケット内の隊員の感電を防止するため、送電線に近づいた場合に警報を発する装置を設けるものとする。

ソ　自動警報装置

各種安全装置が作動した際に、警報音を発する装置を設けるものとする。

⒀　傾斜矯正装置

傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に１０度以上（ターンテーブルでの矯正のほか、ジャッキ・アウトリガー装置での矯正も含む。）矯正する装置を設けること。

⒁　はしごの起伏、伸縮及び旋回等の各操作は、次のとおりとする。

ア　作動速度の調整ができること。

イ　誤操作を防止するため足踏みペダルと操作部との２動作により行う構造であること。

なお、足踏みペダルについては誤操作防止に配慮した構造（カバーを設置する等）とすること。

ウ　単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないこと。

エ　急激に操作を行った場合でも、はしごが危険な状態にならないこと。

オ　はしごが作動範囲の限界付近に達した場合、自動低速のうえ停止すること。

カ　制振制御装置

はしごの起伏及び旋回操作停止時に発生するはしご本体の縦揺れ及び横揺れを、コンピューター制御により抑制する安全制御装置を設けること。

キ　はしご自動収納機能

はしご自動収納スイッチを設け、このスイッチを押すことで、コンピューター制御により、はしごを自動ではしご受けに収納する制御装置を設けること。

ク　メモリー制御機能

メモリー制御スイッチを設け、このスイッチを押すことで、コンピューター制御により、あらかじめ記憶させたはしごの動作を繰り返し操作できる機能を設けること。

⒂　バスケット又ははしご先端に、控え綱取付具を２個以上設けるとともに、専用の控え綱を設けること。

⒃　はしごの基底部左右に各１基、はしごの伸長方向を有効に照射するはしご作業灯（諸元については別表１のとおり）を設置すること。

５　バスケット装置

バスケットは、車両走行時はしご本体前端部に収納する構造とするほか、次によること。

⑴　起伏、伸縮及び旋回等の操作部は、バスケット上及びはしごの基底部において自由に行うことができ、基底部の操作が優先するものであること。

⑵　使用範囲内において床面を常に水平に保つことができる平衡装置を備えること。

⑶　床面は、滑り止めを施した踏み板であり、手摺の高さは１１０ｃｍ以上とすること。

⑷　バスケットを着脱式とする場合は次のとおりとすること。

ア　着脱が容易であること。

イ　脱落防止の装置が施されていること。

ウ　はしごが直接架梯可能な構造であること。

⑸　建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であること。

⑹　基底部との連絡ができる装備を設けること。

⑺　内部にはしご姿勢表示装置を設けること。

⑻　当局使用の担架（詳細は別途指示する。）を積載できる積載装置を取り付けること。
　なお、積載装置に当局使用の担架が積載できない場合は、積載装置に対応する担架を積載すること。
⑼　バスケット先端にカメラを取り付けること。なお、当該カメラの映像は、はしご基部操作装置座席で確認できること。
⑽　昇降用ステップ又ははしごを取り付けること。
⑾　４名以上が搭乗できる大きさであること。
⑿　底面には、地上から容易に認識できるような塗装等を施すこと。（位置、大きさ等の詳細は別途指示する。）
⒀　以下の取付品を取り付けること。
ア　自衛噴霧装置
　⑺　バスケットに２個以上の自衛噴霧ノズルを取り付けること。
　⑴　バスケットのノズルは、送水管からの配管で接続し、バスケット内にストップバルブを取り付けること。
　⑼　各自衛噴霧ノズルの放水量は毎分３０リットル以上とすること。
イ　放水銃
　⑺　基底操作部及びバスケット内操作部において遠隔操作できるリモコン式とし、電動式または油圧式により上下左右の角度調整及びノズルの開閉操作ができるものとすること。
　⑴　放水銃の性能は、放水量毎分２，０００リットル以上とし、可変噴霧ノズル（ヨネ(株)製：ﾏｯｸｽﾌｫｰｽﾉｽﾞﾙ、ＮＶ－６５MM又は同等品）を取り付けること。
　⑼　放水銃及びその送水配管は、使用圧力の１．５倍の水圧を加えた場合、水漏れ、著しい変形及び機能に支障が生じないものであること。
ウ　屋内進入放水口
　⑺　６５㎜φ差込式差し金具とすること。（５０㎜兼用型は不可）
　⑴　バスケット内にストップバルブを設けること。
エ　バスケット作業灯
　⑺　取付位置はバスケット側面を基本とし、活動に支障がないようバスケット手すり部上端より下方に取り付けること（諸元については別表１のとおり。）。
　⑴　１基あたり光束４，０００ルーメン以上の照射能力を有する作業灯を２基以上取り付け、バスケット作業灯の合計で２０，０００ルーメン以上の照射能力を有すること。
　⑼　スイッチは基底操作部及びバスケット内操作部に取り付けること。
　⑽　バスケット内から手動で照射方向が調整でき、前方及び下方を広範囲に照射できるように設置すること。
　⑻　発動発電機を起動する必要がある場合は、基底操作部及びバスケット内操作部に発動発電機の起動スイッチを設けること。
オ　橙色灯火
　バスケット左右側面底部付近に各１個取り付けること。
⒁　梯体とバスケットの間に設ける扉には、扉開放時に警報が発する等扉が未収納の状態で梯体を格納することを防ぐための措置を講じること（詳細別途協議）。
６　特殊装置
⑴　伸縮水路管

ア　伸縮水路管は放水銃用及び屋内進入放水口用で、集水口からターンテーブルを通ってはしご下段から先端部まで連続で敷設し、はしごの作動状況に連動して伸縮可能な構造とすること。

イ　伸縮水路管の敷設位置ははしご下面とし、はしごを建物等に接近する際に妨げとならないよう考慮すること。

ウ　伸縮水路管内の圧力が許容圧力以上に上昇した場合及び許容圧力以下に降下した場合に作動する安全弁を設けること。

⑵　集水用中継配管

ア　車両後部に中継口（６５ｍｍφ逆止弁付受け金具、鎖付差し金具キャップ付）を２か所以上設けること。

イ　伸縮水路管への送水を任意に操作するためコック等を設けること。

ウ　中継口へ送水された圧力を計測する圧力計を設置すること。

エ　中継口に、通水抵抗が少ない堅ろうなストレーナを設けること。

オ　中継配管には、操作の容易なドレーンを設けること。

⑶　支点

人員及び荷役吊下用として、はしごに支点を取り付けること。

なお、支点付近に許容荷重を「ｋｇ」表示で記載すること。

7　ジャッキ・アウトリガー装置

⑴　ジャッキ装置

ア　はしご操作時の安定を図る構造とすること。

イ　ターンテーブルの前後左右に各１個、計４個設け、取付間隔は、可能な限り大きくとること。

⑵　アウトリガー

ア　４本同時又は４本個別に任意の位置に張り出し操作ができる構造とし、油圧ホースが破損しても、ジャッキシリンダーが縮まない構造とすること。

イ　アウトリガーが張り出す部分には、夜間でも判別できるよう自光式反射テープ又は自光式塗装によりマーキングをすること。また、その先端には警告灯を設けること。

⑶　ジャッキ・アウトリガー操作部

ア　動作中のジャッキ･アウトリガーを容易に見通すことができる位置に設けること。

イ　各種スイッチ、モニター等のジャッキ・アウトリガー操作に必要な装置を備えるとともに、緊急停止ボタンを設置すること。

8　操作装置

⑴　基底操作部

ア　ターンテーブル上進行方向の右側に座席を設け、起伏、伸縮及び旋回用操作レバー及びはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。

イ　ワンタッチロック式の防護枠を取り付けること。

なお、防護枠は、ステンレス網と強化ガラスを組合わせたものやアクリル製の強化プラスチック等、はしご操作時に視界の妨げとならないものとすること。

⑵　バスケット内操作部は、バスケット本体内にボックス型操作装置を設け、起伏、伸縮及び旋回用操作レバー及びはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。

⑶　はしごの起伏、伸縮及び旋回等の動作は、同時操作ができる構造とする。

⑷　はしご姿勢表示装置は、基部操作部座席前面及びバスケット内操作部にディスプレイを設け、アウトリガー張出幅に応じた作業半径と現在のはしご姿勢等をコンピュータグラフィックスで表示する構造とする。また、自動停止および異常発生時等はその警報をディスプレイに表示するとともに、警報音により周知できる構造とすること。

9　ボディ

⑴　組枠

ボディ組枠は、十分な強度を有するものとし、シャシに強固に取り付けること。

なお、骨組のシャシへの取り付けにあたっては、リベット継手又はボルト締めとし、重要部分のボルトには、ダブルナット等を使用すること。

また、ボディは可能な限り軽量化を図り製作し、積載品、支給積載品及び積載替資器材を機能的に収納できるようにすること。

⑵　ボディの形状

ボディの形状はトラック型を基本とし、ボディ上板にアルミ縞板を張り、燃料及び作動油の補給口に相当する位置に専用蓋を取り付けること。

⑶　器材収納庫及び収納装置

器材収納庫は、車両中央収納庫及び下部収納庫とし、各収納庫には、必要に応じて上下式可動棚を設けること。（必要箇所は別途指示する。）

ア　器材の取り出し及び収納時の利便性、走行時の振動による資器材の移動、落下等がないように各棚に措置を行うとともに、必要に応じて収納箱、固定ベルト、固定装置等を設けること。

イ　各器材収納庫等には、前面扉の開放と連動して点灯する庫内灯を、庫内に積載した資器材を有効に照射できる位置（収納庫前面シャッターレールの側方等）に設けること。

ウ　器材収納庫に積載する器材は、別表２及び別表４に示すものとし、積載配置については、積み下ろしを容易にするために、重量器材をできる限り下方に積載すること。

エ　器材収納庫にホースバッグ２個が収納できる収納装置を設け、車両走行中にホースバッグの転落等を防止する固定装置を設けること。

なお、各器材等が車両の振動によりシャッターに接触しないように固定する処置をとること。

オ　器材収納庫各扉は、手動式軽量アルミシャッター（バーハンドル式）とし、必要に応じてシャッターを閉める際に補助になるテープ等を設けること。（構造上困難な場合は除く。）

なお、運転席に設置の車両状態表示装置で全シャッター及び全扉（キャブ含む。）の開放状況を確認できるとともに、扉等の開いた状況での走行を防止するため、サイドブレーキ解除時に警報音（音声等）が鳴動する構造とすること。

カ　各器材収納庫等は、必要に応じてすのこ板、水抜き穴等を設け、パイプ等で車体下方に排水できるようにすること。

⑷　取付装置等

ア　基部操作部座席付近に無線送受話器収納箱（送受話器を引っ掛けるためのフック及び扉を開放したときに扉を固定できるアームストッパー付き）を取り付けること。

また、スピーカーを同無線送受話器収納箱に取り付け、無線送受話器用の信号線とともに配線を施すこと。

なお、スピーカー用の信号配線は、同収納箱扉を開放した際にエンジンスタータスイッチがＯＦＦの状態であっても無線音声が流れるよう専用スイッチを取り付けて配線し、予備の扉スイッチを１個納入すること。

イ　別途指示する位置に、タイヤ敷板及びジャッキ敷板（マグネット式）積載装置を取り付けること。

ウ　ボディ側面に乗降用ステップを設けること。

エ　器材収納庫等に空気呼吸器用予備ボンベ３本が収納できる収納棚、固定装置等を設けること。

オ　後輪タイヤ前後及びタイヤハウス内には、可能な限り高照度の路肩灯（集中操作スイッチに接続すること。）を取り付けること。

カ　走行中に落下するおそれのある車両積載品等については、落下防止措置を二重に講じること。

10　作業灯

ボディの左右に作業灯を取り付け、スイッチは、各作業灯付近のボディの地上から操作しやすい位置に設けること。

11　塗装、その他のぎ装等

⑴　燃料タンク給油口（施錠が可能なものとすること。）は、注入口キャップ付近に使用燃料及び容量を白書きすること。

⑵　前後左右フェンダー後部にマッドガードを取り付けること。

⑶　後部に取り付ける方向指示器等には、アルミ縞板製の箱枠を設けること。

なお、埋込式の場合は、同箱枠は必要ない。

⑷　フロントグリル中央にメッキ製の消防記章(外径１５０ｍｍφ)を取り付けること。

⑸　媒介スタンド等の固定用金具類は、金属製のものを使用すること。

⑹　キャブ内塗装色は、シャシ標準色とする。

⑺　キャブ内に使用する内装材は、難燃材とすること。

⑻　塗装下地は、完全な錆落としのうえ、いずれも十分な防錆塗装を行うこと。

⑼　エンジンオイルドレンボルト及び車両底部ジャッキアップポイントに黄色塗色を施すこと。

⑽　車体塗装色は、消防朱色とし、３回以上塗装すること。

⑾　アルミ製及びステンレス製以外の縞鋼板部分は､亜鉛メタリコン吹加工とすること。

⑿　手すり等は、耐候性に考慮した仕上げとするほか、必要に応じてゴム等で滑り止め処理を施すこと。

⒀　組枠及び板金の先端は、資器材の出入れ及び点検整備の際に危険がないように加工すること。

⒁　各々のスイッチ、コック、レバー、支点用フック、操作装置等には、名称、開閉方向及び許容荷重等（「ｋｇ」表示）のほか、必要に応じで許容条件又は注意事項等を記入した銘板等を取り付けること。

また、必要に応じて保護枠等を設け、損傷防止及び誤操作防止措置を設けること。

⒂　当局の指示する文字（消防本部名（別図２・別図３）及び部隊名等）を反射素材のマーキングシールで作成し、貼付すること。ただし、反射素材のマーキングシールが貼付できない箇所にあっては、反射素材でないマーキングシールを貼付すること。(マ

ーキングシールが貼付できない箇所は手書きとすること。）

なお、反射素材のマーキングシール貼付箇所についての詳細は、別途指示する。

⑯　車両の左右側面・後面に赤色の再帰性に富んだ反射テープを貼付すること。（位置、大きさ等の詳細は別途指示する。）

⑰　別表１に示す「取付品」を取り付けること。

⑱　別表２に示す「積載品」を積載し、取付装置及び積載装置を取り付けること。

⑲　別表３に示す「支給積載品」の取付装置及び積載装置を取り付けること。

⑳　別表４に示す「積載替資器材」の取付装置及び積載装置を取り付けること。

㉑　ドライブレコーダー（ユピテル製ＢＵ－ＤＲＨＤ６４０Ｔ）を道路運送車両法の保安基準に適合した位置に、車両前方が録画範囲に入るように取付けること。シガーソケットを電源とし、本体まで配線を施すこと。

12　無線等

⑴　デジタル無線アンテナ用の点検口を車内天井の当局職員が指定する部分に設置し、同場所から同軸ケーブル（５Ｄ－２Ｖ）をデジタル無線設置位置まで配線すること。

⑵　車載端末装置と無線機用として、車両バッテリーから直接電源線を取出し、キャブ内まで２芯線（赤黒）を２式配線すること。

⑶　アクセサリー、イグニッション、車速及びバックの信号線をキャブ内まで配線し、端子台（極数等詳細別途指示）を設けること。

なお、アクセサリー、イグニッションの信号線は１０Ａのヒューズ付のものを使用すること。

⑷　車載無線機等の設置に必要な各種アンテナ、ケーブルの配線等については防水処置等を施工すること。

なお、設置箇所等の詳細については別途指示する。

⑸　キャビン上部が縞鋼板若しくはＦＲＰでぎ装される場合は、デジタル無線機用として２か所にアンテナ基礎を設けること。

⑹　支給品の車載無線機アンテナ（台座付２式）を適切に取り付け、ケーブルを車内に引き込むこと。

第12　その他

1　同等品での入札参加

⑴　本仕様書中に品名等を指定しているものについては、原則同品名を取り付け又は積載するものとするが、同等品確認依頼書（別紙２）により承認が得られた場合は、同等品での納入を可とする。

⑵　同等品確認依頼書（別紙２）については、競争入札参加資格申請時に提出し（提出方法は入札公告及び入札説明書のとおり）、競争入札参加資格確認通知において承認を得ること。（ただし、納入しようとする物品が仕様書に記載された物品の場合は、証明を要しない）

審査の結果、同等品と承認できない場合には、入札参加を認めない。

競争入札参加資格申請時に同等品確認依頼書（別紙２）の提出がない場合は、仕様書に記載された物品で納入すること。

2　本仕様書中に示す取付方法及び取付位置、積載方法及び積載位置並びに数値等は、当局との協議のうえ、指示を受けた場合はこの限りでない。

3　本仕様書に記載する数量は、最低数量であり、同数量以上であれば可とする。

4　契約金額の支払は履行確認後とする。

取付品

別表１

品名	型式等	取付方法等	数量
散光式赤色警光灯	大阪サイレン製（24V:NX-SS-XY1-C）	キャブ前部屋根上に取り付けること。（連動式） 発光モード切替スイッチを別途設けること。	２基
電気サイレン	大阪サイレン製 (24V:7型(試験減音装置付き))	取り付けること。	１式
電子サイレンアンプ	大阪サイレン製（24V:TSK-D152） 別表５「京都市消防局　消防車用　サイレンアンプ搭載メッセージ一覧」内蔵	本文のとおり 京都市消防局広報メッセージ内容及び使用方法の簡易説明（A4サイズラミネート加工）を積載すること。	１式
標識灯	標準品（黄色）	キャブ屋根上に取り付けること。	１式
LED赤色警光灯	LED及び大阪サイレン製(24V:LFA-200、LFA-300)	車両前面（LED）、側面部（LFA-200）及び後面（LFA-300）を取り付けること。（各連動式、側面後面保護枠付き）	６基
作業灯	LED・白色	車両左右側面器材収納庫付近に取付け	２基
操作台照明灯	LED	はしご基部操作台付近に取付け	１式
ジャッキ操作部照明灯	LED	ジャッキ操作部に取付け	１式
ジャッキ部照明灯	LED	ジャッキ部を有効に照明できる位置に取付け	１式
ジャッキ先端灯	LED	ジャッキ先端部にガードを設けて取付け	１式
はしご作業灯	光束4,000ルーメン以上 縦160㎜×横160㎜×奥行160㎜以下（支柱部分含まず）	はしご基底部左右（はしご基部操作装置付近にスイッチ）	２基
バスケット作業灯	各光束4,000ルーメン以上 （取付合計光束20,000ルーメン以上） 縦210㎜×横200㎜×奥行140㎜以下（支柱部分含まず）	バスケット左右（基部及びバスケット操作盤にスイッチ）	２基以上
エンジン回転計(キャブ内)	アワーメーター付き	回転計は運転席計器盤内、アワーメーターは、コンソールボックス内とする。ただし、シャシ標準品でアワーメーター付きの場合は、同標準品で可とする。	１式
エンジン水温計	標準品	運転席付近に取り付けること。ただし、シャシ標準品でエンジン水温計付きの場合は，同標準品で可とする。	１式
ＰＴＯ積算計	標準品	運転席付近に取り付けること。ただし、シャシ標準品でＰＴＯ積算計付きの場合は、同標準品で可とする。	１式
風速計	標準品	検知部ははしご先端に取り付け、警報発信部は操作台付近に取付け	1式
水準器	専用品	取り付けること。	１式
カーヒーター	標準品	取り付けること。	１式
カーエアコン	標準品	取り付けること。	１式
AM/FMラジオ	標準品	取り付けること。	１式
自動車用時計	標準品（デジタル式）	取り付けること。	１式
牽引用フック	標準品	後部に１箇所取り付けること。	１個
サンバイザー	標準品	運転席及び助手席前部に取り付けること。	１式
サイドバイザー	標準品	各ドア上部に取り付けること。	２個
握り手	標準品	キャブ内各ドア付近に取り付けること。	２個
後退警報及び左折警報ブザー	音声式 （スモールライトと連動しないこと）	車体後部及び左側に取り付けること。 （運転席付近にオンオフスイッチを設けること。）	１式
フロントグリル	メッキ製（選択不可の場合は標準品）	取り付けること。	1式
フロントバンパー	メッキ製（選択不可の場合は消防朱色塗色）	取り付けること。	1式
ナンバープレート取付枠	ステンレス製太枠	取り付けること。	２個
燃料タンク	容量130L以上	取り付けること。	１式
フット又はステップランプ	標準品	本文のとおり	１式
スポットライト	LEDマップランプ型、スイッチ付き	本文のとおり	１式
後退灯	標準品	取り付けること。	１式
タイヤ	横浜ゴム株式会社製 ZEN902ZE(通年スタッドレス)	取り付けること。	１式
油圧ポンプ用P.T.O	専用型	取り付けること。	１式
油圧ポンプ用P.T.O切替スイッチ	専用型	運転席切替方式、作動確認灯併設	１式
バックカメラ	キャブ前方上部付近の運転者から視認しやすい位置に設置したモニターに表示	取り付けること。	１式
ドライブレコーダー	ユピテル製（ＢＵ－ＤＲＨＤ６４０Ｔ及びＯＰ－ＳＤ３２）、専用シガープラグコード（ＯＰ－ＥＤ０００６）	本文のとおり	１式
路肩灯	LED（白色）	取り付けること。	１式
側方灯	LED（黄色または橙色）	取り付けること。	６個
全自動充電器	24V：ANB-1224S（専用コード付き）	取り付けること。	１式
エンジンキー			６本
インターフォン	操作台、バスケット連絡用及び広報用	操作台付近には、ﾄﾗﾝﾍﾟｯﾄ型ｽﾋﾟｰｶｰﾏｲｸﾛﾌｫﾝの他、ﾊﾝﾄﾞ型ﾏｲｸﾛﾌｫﾝ（スピーカ別付け）を取り付けること	１式
無線用ケーブル	MVVS 2芯0.5sq(SP用)、MVVS 5芯0.3sq(送受話器用)	キャブ内無線機本体取付部から無線送受話器収納箱内まで各々配線すること	１式

積載品

別表２

品名	型式等	取付方法等	数量
泡ノズルアタッチメント（放水銃用）	専用品	固定装置を設け積載	１個
はしご控え綱	標準品	積載	１式
ジャッキ敷板	専用品（マグネット式）	本文のとおり	４個
タイヤ敷板	専用品	本文のとおり	４枚
とび口	樫柄　長さ1.6m	固定装置を設け積載	２丁
媒介金具	ヨネ㈱製、軽合金製 65㎜差込式受け金具×受け金具	積載	１個
媒介金具	ヨネ㈱製、軽合金製 65㎜差込式差し金具×差し金具	積載	１個
消火器	自動車用ABC粉末6.0kg入り（蓄圧式）	固定装置を設け積載	１個
車輪止	丸和商会製　大型	本文のとおり	４個
スペアタイヤ	横浜ゴム株式会社製 ZEN902ZE(通年スタッドレス)	積載	１本
タイヤチェーン	標準品（後輪用シングル）	積載	１式
車両工具	標準品（10トンダルマジャッキ付）	積載	１式
ハブナットレンチ	標準品（フロント及びリヤ用）	積載	１式
足置板	各座席用	取付け	１式
非常用信号用具	発煙筒、非常用信号灯（マグネット付き）及び三角表示板	積載	各1個
書類収納箱等	書類、ＡＥＤ、地図	本文のとおり	１式
作業灯	佐藤工業所製：ﾌﾗｯｼｭﾎﾞｰｲｿﾌﾞﾗｲﾄⅡﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ	積載	１個
三脚	佐藤工業所製：ﾌﾗｯｼｭﾎﾞｰｲ用ｽﾃﾝﾚｽ製三脚		１個
延長コード	佐藤工業所製：通常延長ｺｰﾄﾞ40m(20m×2本)、変換器含む		１式
車高棒	SK伸縮式メジャーポール　6m	収納庫内に収納	１個
ホースバンド	応急漏水止め 65㎜・50㎜兼用	収納庫内に収納	２個
誘導金具ストッパー	ホース結合金具離脱防止用 65㎜・50㎜兼用	収納庫内に収納	２個
ホースバッグ	別添仕様書のとおり	本文のとおり	２個
消防用ホース（65㎜）	別添仕様書のとおり	収納庫内に収納	２本
消防用ホース（50㎜）	別添仕様書のとおり	収納庫内に収納	２本
金てこ	25㎜φ×900㎜（黒色仕上げ）	固定装置を設け積載	１個
ショベル	金象印　パイプ柄ショベル丸形	固定装置を設け積載	１丁
分岐管	ヨネ製　スイーベル式軽合金製65㎜ロック町野金具製 二又ボールコック付（京都市型）	固定装置を設け積載	１個
鉄線きょう（ボルトクリッパー）	切断径８㎜φ用	固定装置を設け積載	１個
発電機1	標準艤装品（はしご非常操作及びバスケット作業灯に不要の場合は積載不要）	はしご非常操作及びバスケット照明灯用	１台
発電機2	ホンダＥＵ９ｉ	固定装置を設け積載	１台
コードリール	ハタヤ製　GN-30K	固定装置を設け積載	２個
バルーン投光器	ライトボーイ製　LB030WS	収納庫内に収納	１台
担架	ファーノ社製　バスケットストレッチャー（モデル７１－Ｓ） （専用の積載装置により、本ストレッチャーに傷病者を乗せた状態でバスケットに固定し、積載できるようにすること。）	固定装置を設け積載	１式

支給積載品

別表３

品名	型式等	取付方法等	数量	重量(kg)
車載無線機アンテナ	車載用260MHz帯λ／２ホイップアンテナ（台座・ケーブル付き）	本文のとおり	２式	1.2
合計				1.2

積載替資器材

別表４

	品名	型式等	取付方法等	数量	重量(kg)
管そう類	管そう(切替ノズル付)	ヨネ㈱製、安全管そう長さ500㎜ 三段切替ノズル（軽合金製）	器材収納庫に積載	１本	2.7
	泡ノズルアタッチメント	ヨネ㈱製　FN-65LX	器材収納庫に積載	１個	1.3
ホース	消防用ホース(65㎜)	使用圧1.6Mpa、軽量ホース65㎜×20ｍ両端軽合金製差込式金具付き	器材収納庫に積載	６本	48
	消防用ホース(50㎜)	使用圧1.6Mpa、軽量ホース50㎜×20ｍ両端軽合金製差込式金具付き	器材収納庫に積載	２本	10
呼吸保護用器具	空気呼吸器	重松製作所製A1-08又はA1-12	本文のとおり。	３基	30
	空気呼吸器ボンベ	重松製作所製530CⅡZ又はMAS社製CH-30	器材収納庫に積載	３本	18
照明用器材	隊長用ライト		キャブに積載	１本	1.5
	隊員用ライト		キャブに積載	３本	1.5
隊員保護用具	安全ベルト		キャブに積載	４本	4
	防火衣、防火帽、防火靴		キャブ及び器材収納庫に積載	４式	28
一般救助器材	救助ロープ	三つ打ち救助ロープ(50m)	器材収納庫に積載	３本	16.5
	補助ロープ	スタティックロープ(9㎜×30m)	器材収納庫に積載	３本	4.5
	破壊用器具	トップマン	器材収納庫に積載	１個	3
その他	防水シート		器材収納庫に積載	１枚	4.2
	拡声器		キャブに積載	１個	1
	鍵類一式		キャブに積載	１式	2
	警防地図一式		キャブに積載	１式	6
	無線装置一式		キャブに積載	１式	30
合計					212.2

京都市消防局　消防車用　サイレンアンプ搭載メッセージ一覧

別表５

区分	仕様	内容	音声	操作
右折	メーカー標準	右へ（に）曲がります。ご注意ください。	女声	ウィンカー連動
左折	メーカー標準	左へ（に）曲がります。ご注意ください。	女声	ウィンカー連動
後退	メーカー標準	バックします。ご注意ください。	女声	バックギア連動
渋滞通過	メーカー標準	消防車が通ります。進路を譲ってください。	女声 もしくは 男声	専用スイッチ
交差点	メーカー標準	交差点に進入します。ご注意ください。	女声 もしくは 男声	専用スイッチ
出動予告	メーカー標準	消防車が出動します。ご注意ください。	女声	専用スイッチ もしくは サイレン連動
CH.1	専用	消防車が動きます。御注意ください。×３（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.2	専用	消防車が通ります。道を空けてください。×３（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.3	専用	消防車が左折します。御注意ください。×３（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.4	専用	御協力ありがとうございます。×３（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.5	専用	こちらは京都市消防局、京都市消防団です。毎月５日、２０日は、無火災推進日です。火災は、ちょっとした油断や不注意が原因で発生します。お出掛けの際や、お休み前にはもう一度火の元を確かめましょう。	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.6	専用	こちらは京都市消防局、京都市消防団です。京都市内では、放火による火災が多く発生しています。家の周りに燃えやすい物を置かない、夜間には屋外の照明を点けて明るくするなど、放火されない環境を作りましょう。	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.7	専用	こちらは京都市消防局です。ただ今、大雨の影響で河川の増水、低地の浸水、土砂災害などが発生する恐れがあります。今後の情報に十分注意してください。	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.8	専用	こちらは京都市消防局です。現在、水道管内に濁りが発生しています。水の御使用に当たっては十分御留意ください。	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.9	専用	こちらは京都市消防局です。先ほどの消防車の出動は、調査の結果、火災ではありませんでしたので御安心ください。	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）
CH.10	専用	こちらは京都市消防局です。発生中の火災はほぼ消し止められましたが、鎮火確認まで引き続き消防隊が活動しますので、御協力をお願いいたします。	女声	広報音声再生スイッチ（チャンネル選択式）

ホースバッグ仕様書

この仕様書は、京都市消防局(以下「当局」という。）に納入するホースバッグの仕様について定めるものである。

１　本体

⑴　形状については別図のとおりとし、本体構造は耐久性及び耐水性に優れたターポリン素材を使用して縁を摩擦に強いポリエステル素材のパイピングテープで 補強すること。

⑵　本体外寸は、幅７２㎝×高さ２８㎝×奥行き２１㎝（±５％)とすること。

⑶　表面と裏面に２５×１１㎝（±５％）の大きさの面ファスナーのループ面を縫い付け、その上にプリントを取り外し可能にすること。

⑷　京都市消防局と印刷されたプリントを２枚付属すること。プリントデザインについては、別図のとおりとする。

⑸　５０ｍｍ消防用ダブルジャケットホースを２本収納できる構造で、ホース収納部の中心に耐水性、柔軟性及び耐久性に優れたベルポーレン素材の仕切り板を配置すること。

⑹　本体底面には鳩目金具で補強した 水抜き穴を８個以上配置し、擦れ傷から守るため底鋲を５個以上配置すること。仕様については別図のとおりとする。

⑺　本体長側面には、夜間における視認性を確保するため、反射テープを配置すること。

⑻　色相は、本体黄色、底面は黒色、内側は黄色とし、視認性に優れたものとすること。

２　ベルト等

⑴　上部固定ベルト

ア　本体上部には５ｃｍ（±５％）のシートベルト織で高強度の固定ベルトを設け、ベルトの端末をD環に通して固定ができる構造であること。

イ　長さは５８ｃｍ(±５％)であること。

ウ　D環はスチール製であること。

⑵　肩ベルト

ア　本体には肩ベルトを設け、収納したホースを容易に搬送ができる構造であること。

イ　幅は5㎝（±5%）とし、収納したホースの重量を安定して保持できるシートベルト織のベルトを使用すること。

ウ　長さを調整環によって容易に調整できる構造とすること。

エ　２本のベルトをまとめられる肩パッドを設けること。

⑶　側面フラップ

ア　本体側面の一方にはホースを保持するためのサイドフラップを設けること。

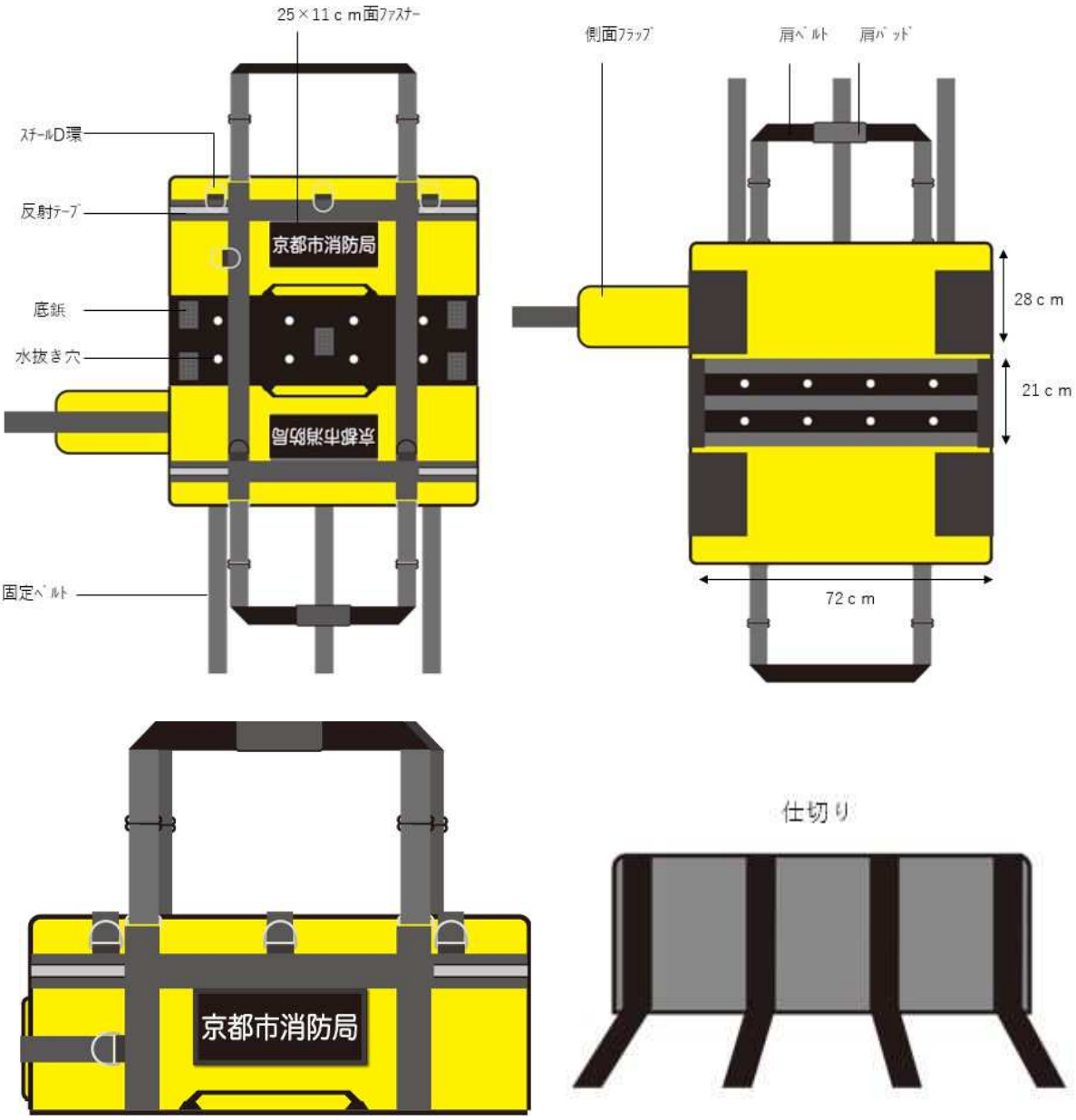
イ　先端には５ｃｍ（±５％）幅のシートベルト織の固定ベルトを設けること。

⑷　持ち手ベルト

ア　持ち手ベルトは幅5㎝（±５％）とし、シートベルト織であること。

イ　把持部は黒色のターポリン生地で覆うこと。幅は２．５㎝（±５％）とする。

別図


25×11ｃｍ面ﾌｧｽﾅｰ
ｽﾁｰﾙD環
反射ﾃｰﾌﾟ
底鋲
水抜き穴
固定ﾍﾞﾙﾄ
京都市消防局
京都市消防局
側面ﾌﾗｯﾌﾟ
肩ﾍﾞﾙﾄ
肩ﾊﾟｯﾄﾞ
28ｃｍ
21ｃｍ
72ｃｍ
京都市消防局
仕切り

消防用ホース（６５ｍｍ）仕様書

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入する消防用ホース（65 ㎜）（以下「ホース」という。）の仕様について定めるものである。

１　規格

消防用ホースは、次に掲げる法令、その他関係ある法令に適合すること。

⑴　消防法（昭和２３年法律第１８６号）

⑵　消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成２５年総務省令第２２号）

⑶　消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成２５年総務省令第２３号）

⑷　屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成２５年消防庁告示第２号)第１１に適合したもの。

⑸　ホース、結合金具及び装着部は、各々、適用法令等に適合し、日本消防検定協会の品質評価試験に合格したものであること。

⑹　ホースには、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「ホースに対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜ＮＳ＞が付されていること。

⑺　装着部には、日本消防検定協会による装着部の認定を受けて「装着部に対する認定試験」に合格した旨の表示＜認＞が付されていること。

⑻　結合金具には、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「結合金具に対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜ＮＳ＞が付されていること。

２　仕様等

⑴　品名、型式等

ア　帝国繊維（株）キンパイホース New マイティホース aya　６５ｍｍ

イ　オカニワ（株）タイゴンライトホース＃１００Ｔ　６５ｍｍ

ウ　櫻護謨（株）スーパーロケットアドバンス１６シグマＸ　６５ｍｍ

エ　芦森工業（株）ジェットホース　Ｄライトエースα６５　６５ｍｍ

オ　ＡＣＴヨコイ（株）ＹＯＫＯＩＰＲＯ　ＳＴＨ１６　６５ｍｍ

以上のうち、いずれか１社の製品とする。

⑵　区分

使用圧：１．６Ｍｐａ、呼称：６５ｍｍ、長さ：２０ｍ

⑶　ホースジャケット

２／１綾織ジャケットで、耳部が補強されていること。

⑷　内張り

樹脂引き

⑸　接手金具

ア　差込式差し口（呼称６５ｍｍ）、差込式受け口（呼称６５ｍｍ）とすること。

イ　金具は、アルミニウム合金製とすること。

ウ　金具は､差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗による不意離脱防止機能を有し、通水の有無に関わらず、引き摺り等により不意に離脱しない構造とし、当局が保有する既存の通常差込式金具（ヨネカップ６５ｍｍ及びＣＹ－６５．５０Ｊ）と結合しても、同機能を発揮すること。

⑹　接手金具の取付方法

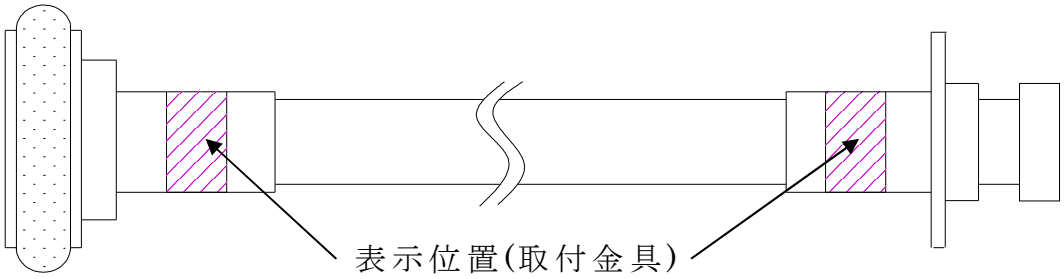
リング締め

３　所属整理番号の表示

⑴　表示方法

接手の取付金具にマーキングシールにより貼付するものとする。

⑵　表示位置



※　貼付方向は、金具側からの読み取り方向とする。

⑶　表示サイズ、字体等

ア　表示サイズ

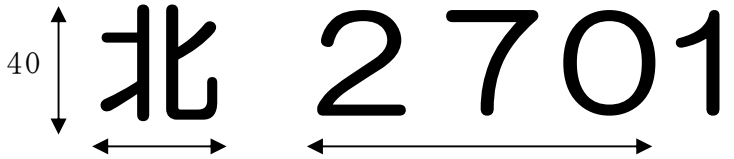
以下例示を基本とし、金具の大きさにより調整すること。

イ　字体

丸ゴシック体

ウ　例示

左横書きとすること。



単位：ｍｍ

⑷　所属別の文字色及び所属整理番号

所属	文字色	所属整理番号
北	赤	北２７ＸＸ
上京	青	上２７ＸＸ
左京	黄	左２７ＸＸ
中京	緑	中２７ＸＸ
東山	黒	東２７ＸＸ
山科	ｵﾚﾝｼﾞ	山２７ＸＸ
下京	赤	下２７ＸＸ
南	青	南２７ＸＸ
右京	ｵﾚﾝｼﾞ	右２７ＸＸ
西京	黄	西２７ＸＸ
伏見	黒	伏２７ＸＸ
醍醐	緑	醍２７ＸＸ

納入するホースに貼付する所属整理番号は別途指示する。

４　その他

⑴　受注者は、契約後速やかに当局と仕様等について打合せを行うとともに、本仕様書に疑義が生じた際は、その都度当局と協議し指示を受けること。

⑵　納入品に対して品質保証書を１通提出すること。

⑶　納品日は、事前に当局担当者に連絡し調整すること。

消防用ホース（５０ｍｍ）仕様書

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入する消防用ホース（５０ｍｍ）（以下「ホース」という。）の仕様について定めるものである。

１　規格

消防用ホースは、次に掲げる法令、その他関係ある法令に適合すること。

⑴　消防法（昭和２３年法律第１８６号）

⑵　消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成２５年総務省令第２２号）

⑶　消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成２５年総務省令第２３号）

⑷　屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成２５年消防庁告示第２号）第１１に適合したもの。

⑸　消防用ホース、結合金具及び装着部は、各々、適用法令等に適合し、日本消防検定協会の品質評価試験に合格したものであること。

⑹　消防用ホースには、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「ホースに対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜ＮＳ＞が付されていること。

⑺　装着部には、日本消防検定協会による装着部の認定を受けて「装着部に対する認定試験」に合格した旨の表示＜認＞が付されていること。

⑻　結合金具には、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「結合金具に対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜NS＞が付されていること。

２　仕様

⑴　品名、型式等

帝国繊維㈱　　キンパイホース　　50SPW　５０ｍｍ

㈱初田製作所　ＹＯＫＯＩＰＲＯ　ZFW　５０ｍｍ

契約期間内に納品品番の製造中止、その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。

⑵　区分

使用圧：１．６ＭＰａ以上、呼称：５０ｍｍ、長さ：２０ｍ

⑶　ホースジャケットの種類

ダブルジャケット構造とし、内筒及び外筒の種類については以下のとおりとする。

内筒：２/１綾織ジャケット

外筒：２/１綾織ジャケット

⑷　ホースジャケットの補強等

ホースジャケットの繊維は縦糸と横糸ともにポリエステルフィラメントとすること。

⑸　内張り

樹脂引き

⑹　ホース色

黄色着色加工

⑺　接手金具

呼称６５×５０ｍｍの異径金具とし、以下の条件を満たすものとする。

ア　差込式差し口（呼称６５ｍｍ）、差込式受け口（呼称６５ｍｍ）とすること。

イ　金具は、アルミニウム合金製とすること。

ウ　金具は、差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗による不意離脱防止機能を有し、通水の有無に関わらず、引き摺り等により不意に離脱しない構造とし、当局が保有する既存の通常差込式金具（ヨネカップ６５ｍｍ及びＣＹ－６５．５０Ｊ）と結合しても、同機能を発揮すること。

⑻　接手金具の取付け方法

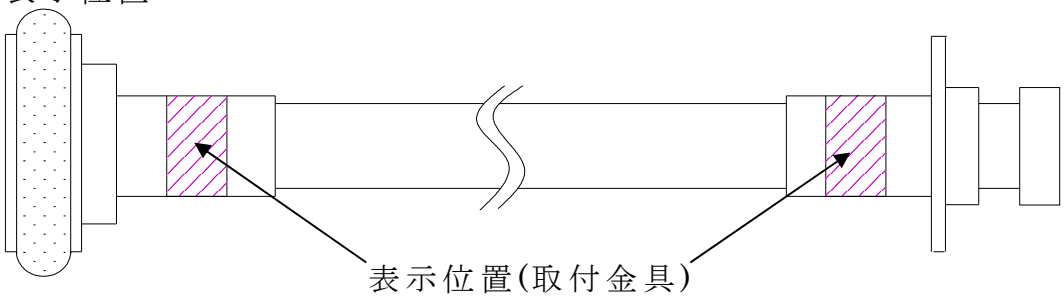
リング締め

３　所属整理番号の表示

⑴　表示方法

接手の取付金具にマーキングシールにより貼り付けるものとする。

⑵　表示位置



※　貼付方向は、金具側からの読み取り方向とする。

⑶　表示サイズ及び字体等

ア　表示サイズ

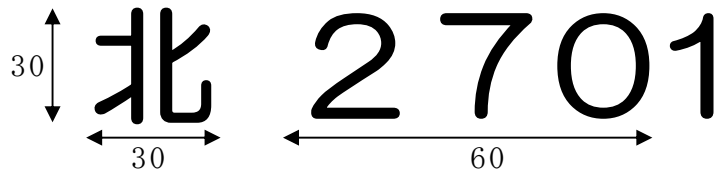
以下例示を基本とし、金具の大きさにより調整すること。

イ　字体

丸ゴシック体

ウ　例示

左横書きとすること。



単位：ｍｍ

⑷　所属別の文字色及び所属整理番号

所属	文字色	所属整理番号
北	赤	北２７ＸＸ
上京	青	上２７ＸＸ
左京	黄	左２７ＸＸ
中京	緑	中２７ＸＸ
東山	黒	東２７ＸＸ
山科	ｵﾚﾝｼﾞ	山２７ＸＸ
下京	赤	下２７ＸＸ
南	青	南２７ＸＸ
右京	ｵﾚﾝｼﾞ	右２７ＸＸ
西京	黄	西２７ＸＸ
伏見	黒	伏２７ＸＸ
醍醐	緑	醍２７ＸＸ

納入するホースに貼付する所属整理番号は別途指示する。

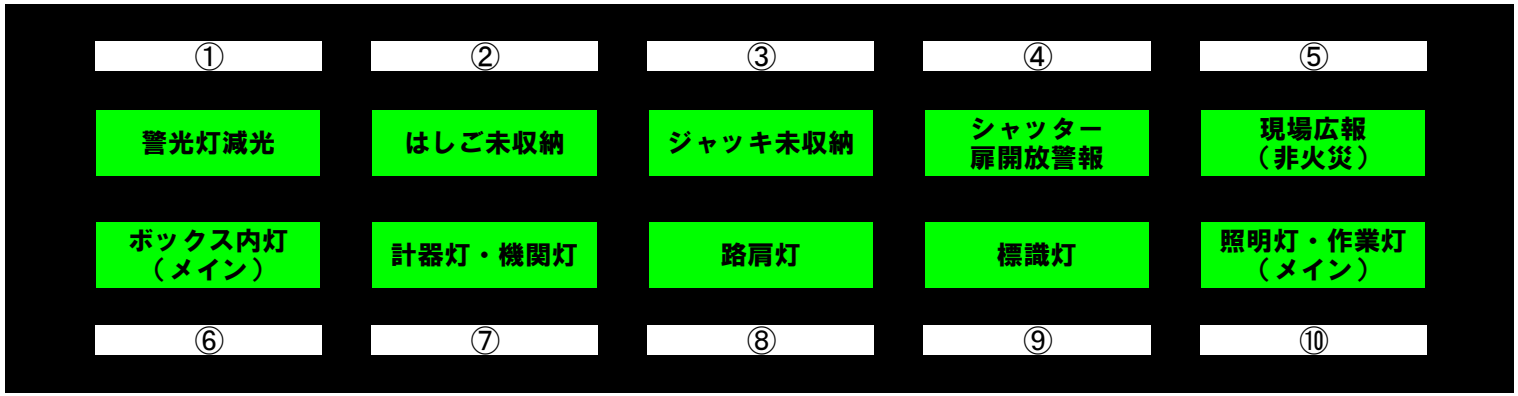
４　その他

⑴　受注者は、契約後速やかに当局と仕様等について打合せを行うとともに、本仕様書に疑義が生じた際は、その都度当局と協議し指示を受けること。

⑵　納入品に対して品質保証書を１通提出すること。

⑶　納品日は、事前に当局担当者に連絡し調整すること。

１０連スイッチボックス配置例



	表示	動作
①	警光灯減光	赤色警光灯点灯時に減光のＯＮ・ＯＦＦ（駐車ブレーキ作動時のみ減光可能）
②	はしご未収納	はしご未収納（未ロック）時に表示部点滅
③	ジャッキ未収納	ジャッキ未収納（未ロック）時に表示部点滅
④	シャッター・扉開放警報	シャッター及び扉開放時に表示部点滅
⑤	現場広報（非火災）	サイレンアンプ搭載メッセージ「CH.9」非火災報メッセージを１回再生
⑥	ボックス内灯（メイン）	器材収納庫内の照明灯の主電源ＯＮ・ＯＦＦ
⑦	計器灯・機関灯	計器灯・機関灯のＯＮ・ＯＦＦ
⑧	路肩灯	路肩灯のＯＮ・ＯＦＦ
⑨	標識灯	標識灯のＯＮ・ＯＦＦ
⑩	照明灯・作業灯（メイン）	照明灯・作業灯の主電源ＯＮ・ＯＦＦ

消防本部名（日本語）



・フォント
丸ゴシック体（上記例示を基本とする）
・色
白もしくは朱
・大きさ
貼付を指示した位置に応じて調整する

消防本部名（英語）



・色
文字　白縁－黒字－白抜き
下線　黄色
・大きさ
貼付を指示した位置に応じて調整する
（ただし、縦横比の変更は不可）
・データ
契約決定後に提供（. jpg　. png）

別紙１

アフターサービス・メンテナンス体制証明書

（宛先）京都市長

所 在 地
名　　称
代表者名　　㊞

購入車両の納入後、修理、点検、保守その他のサービス及び部品の供給を１０年以上確保するとともに、国内においてその体制が整備されていることを以下のとおり証明します。

アフターサービス・メンテナンス体制（ぎ装）

名称	
所在地／連絡先	
出張体制	
夜間休日の連絡体制／連絡先	

アフターサービス・メンテナンス体制（シャシ）

名称	
所在地／連絡先	
指定自動車整備事業場と受注者の関係	

部品調達日数・納入後部品供給可能年数

部　品　名	供　給　元	調達日数	供給可能年数
ぎ装整備に必要な部品		日	年
車検整備に必要な部品		日	年

別紙２

同等品確認依頼書

（宛先）京都市長

所 在 地
名　　称
代表者名　　㊞

同等品での納入を希望するため、同等品確認を依頼します。

同等品諸元比較

	同等品	仕様書内指定品
品　　名		
規　　格（サイズ等）		
性　　能		
重　　量		
納入実績		

同等品での納入を希望する理由

※　記載内容を確認できる書類（カタログ、メーカー発行の諸元表及び試験結果報告書等）を添付してください。

※　同等品１種類ごとに同等品確認依頼を１部作成して下さい。

納　入　実　績　表

（宛先）京都市長

所 在 地
名　　称
代表者名　　㊞

納入年度	納 入 先	納入車種	納入台数	備　　考